

[写]

日本高野連発第6346号

平成11年3月9日

県高等学校野球連盟

会長

殿

財団法人 日本高等学校野球連盟

会長 牧野直隆

部員不足による合同チームの編成について(通達)

現在、高校野球においても少子化の影響を受け、平成4年以来、全国集計の部員数が減少に転じ、3年生部員が引退する秋季大会では、加盟校のおよそ1割が部員不足で棄権を余儀なくされています。

こうした現状を受け日本高等学校野球連盟では、部員不足チームの救済策として合同チームによる練習試合が出来るよう、特別措置を講じることにしました。

本来、連合チーム(ピックアップチーム)の編成は、日本学生野球協会審査室の承認が必要ですが、以下の条件を設け、練習試合を行うことが可能にしました。先の日本学生野球協会評議員会(2月19日開催)でもこの特別措置が承認され、都道府県高等学校野球連盟の承認で許可できることになりました。

貴連盟加盟各校にご伝達の上、よろしくお取り計らいください。

なお、この特別措置は、練習試合に限ったもので、公式試合では従来通り単独チームでしか参加できません。また、適用は今年のシーズンインからです。

記

1. 一方の高等学校の部員数が、9人未満の場合、2チーム連合の編成による練習試合を認める。申請後9人をこえた場合、合同チームの編成はできない。
2. 合同チームは双方とも同一都道府県内のチームとし、練習試合の相手は当該都道府県外であっても良いが、試合開催地は合同チームの所在都道府県内とする。
3. 合同チームで試合を行うときは、必ず双方の高等学校学校の責任教師または監督(学校長が引率責任者として委嘱できる資格を有するもの)が引率すること。
4. 合同チームの編成相手はその部度変更してもよいが、予め別に定める様式で所属都道府県高等学校野球連盟の承認を得ること。
5. 合同チームを編成しようとする野球部は、事前に当該学校長の承認をとること。

以上